

アドミニストレーション研究科（博士後期課程）のご案内

1 教育課程の特色

アドミニストレーション研究科の設置の目的および人材養成の目標を実現するために、既存の諸学問を整理し、「社会領域」「公共領域」「経営領域」「規範領域」「情報領域」という5つの領域に編成します。

研究領域	内 容
アドミニストレーションの社会領域	アドミニストレーションをその生成基盤である社会において問うとともに、それを総合的に把握するためにすでに多様な学問領域において試みられてきたアドミニストレーションに対する様々な接近方法について研究します。
アドミニストレーションの公共領域	この領域は、パブリック・アドミニストレーションが最も典型的に現れる国や地方自治体などを対象として、主に公共部門における管理ないし政策形成のあり方などについて研究するための領域です。
アドミニストレーションの経営領域	この領域では、ビジネス・アドミニストレーションが最も典型的に現れる企業などを対象として、その内外において生じる不確実かつ複雑な環境に対処する going concern としての企業のマネジメントのあり方について研究します。
アドミニストレーションの規範領域	公共部門・民間部門を問わず、法という規範に基づいて、あるいは法以外の規範（たとえば倫理等に基づく自己統制）により、管理・経営が行われなければなりません。したがって、規範的側面からアプローチするものとして、この領域の研究が必要となります。
アドミニストレーションの情報領域	現代社会においては、ますます高度な情報管理（インフォメーション・アドミニストレーション）が求められるようになっており、情報のマネジメントに関わる高度の研究が不可欠となっているため、この領域では情報管理の側面からアドミニストレーション研究にアプローチします。

2 標準修業年限 3年

3 昼夜開講制の実施

社会人の中には新しい専門知識の修得の必要性が高まり、高度なリカレント教育への期待が増大していることから、社会人を受け入れる昼夜開講制を実施しています。特に博士後期課程では、特別研究の授業は（社会人の場合は指導研究も）、原則として夜間（18:00～21:10）の時間帯に行われます。

4 長期履修制度の実施

社会人の様々な学習需要に対応するために、長期履修制度を導入しています。この制度は、職業を有している、あるいは育児、長期介護等のために、年間に修得できる単位数や研究活動・学習活動への時間数が限られるため、標準の修業年限で修了することが困難な学生を対象に、事情に応じて、標準の修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより学位を取得することができる制度です。

入学者選抜試験前であっても、この制度について質問などがある場合は、教務入試課（教務班 TEL：096-321-6609）に御相談ください。

(1) 対象となる方

- ① 職業を有し、標準修業年限3年で修了することが困難な方
- ② その他、長期履修が必要となる相当の理由がある方

(2) 修業年限

最長 6 年までの範囲内で認められた年限

(3) 授業料

標準の修業年限に支払うべき授業料総額（博士後期課程では 3 年間分）を、あらかじめ認められた修業年限で除した額をそれぞれの年（納期）に支払うことになります。

(4) 申請手続及び長期履修の許可

申請を希望する場合は、指導教員に相談のうえ、申請書を教務入試課に提出してください。申請に対し、標準修業年限で修了することが困難であると認められた方について、長期履修が許可されます。また、新入生だけでなく、入学後に学習環境が変化した学生も長期履修を申請することができます。

〔申請書類に添付する証明書等〕

- ・勤務状況を証明するものや、内定通知書等の写し。
- ・育児・介護の必要性を証明するもの（例えば、母子健康手帳の写しや介護保険被保険者証などの写し）。
- ・その他長期履修が必要であることを証明するもの。

(5) 申請後の変更

在学中 1 回に限り可能

指導教員等一覧

研究領域	職名	氏名	専門分野	担当授業科目
社会	教授	荒木 紀代子 ※2	看護制度・政策、公衆衛生看護、ヘルスプロモーション	保健医療学特別研究
	教授	高埜 健	国際関係論、東南アジア地域研究	国際関係特別研究
	教授	松尾 隆 ※1	貨幣・金融論、経済思想	経済学説史特別研究
公共	教授	小泉 和重 ※1	財政学、地方財政論	財政学特別研究
	准教授	天野 拓 ※1	社会保障、福祉、医療	社会保障行政特別研究
経営	教授	黄 在南 ※1	組織論、人的資源論、比較経営論	経営組織特別研究
	教授	森 美智代 ※3	会計学（財務会計）	企業会計特別研究
	准教授	望月 信幸 ※1	原価計算、管理会計	管理会計論特別研究
規範	教授	上拂 耕生 ※1	行政法学、公法学、中国法、比較法学	行政法特別研究
	教授	吉村 信明	商法、会社法	企業法特別研究
情報	教授	飯村 伊智郎 ※1	知能情報学	ネットワークデザイン特別研究
	教授	津曲 隆 ※1	社会情報学	インフォメーション・アドミニストレーション特別研究
	教授	宮園 博光 ※1	音響情報工学、音響心理学	情報デザイン特別研究
	准教授	小藺 和剛	教育情報工学	インフォメーション・アドミニストレーション特別研究

※1 博士論文指導教員

※2 平成 31 年 3 月退職予定

※3 平成 32 年 3 月退職予定

※カリキュラム（教育課程）、シラバス（授業内容）については本学ホームページ（<http://www.pu-kumamoto.ac.jp/>）をご覧ください。